

令和 6年 6月26日

各 保 護 者 様

茨城県立水戸農業高等学校長 堤 祐二

各種検定料助成等制度の開始について

梅雨の候 保護者の皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本校の教育活動におかれましては、保護者の皆様方より厚いご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本校では教育活動向上の一環としまして各種の資格取得の促進を推奨しております。

つきましては、今年度より一部の資格ではございますが補助制度を開始することとしましたので、別紙の『各種検定料助成等制度要項』を熟読頂き、積極的に本制度を活用して頂きますよう、お子さんへのお声かけをお願いいたします。

ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。

茨城県立水戸農業高等学校 事務室
〒311-0114
茨城県那珂市東木倉983
電話 029-298-6266

5 2 各種検定料助成等制度に関する要項

(名称)

第1条 本要項は、茨城県立水戸農業高等学校各種検定料助成等制度という。

(趣旨)

第2条 本要項は、以下条項に掲げる各種検定料の一部を助成 また 合格した場合の奨励金を支給し、資格取得を促すことで生徒の学習意欲向上を図ることを目的とする。

(助成対象の検定試験)

第3条

1. 公益財団法人日本漢字能力検定協会 漢字能力検定 2級以上
2. 公益財団法人日本数学検定協会 実用数学技能検定準2級以上
3. 公益財団法人日本英語検定協会 実用英語技能検定 2級以上

(助成資格)

第4条 第3条に記載された検定は各級の直下級（英検2級の場合は直下級の準2級）の資格を取得済であること。

(助成額)

第5条 第3条に記載された検定試験はその検定料の半額を教育振興費から助成する。但し、助成の回数は、おのおのの試験・級につきそれぞれ年度内1回を限度とする。

(申請方法)

第6条 助成の申請方法は、別記「助成制度の申請手続き」による。

(合格した場合の奨励金)

第7条 第6条による申請をした後、その検定に合格した生徒は、その表彰の補助として教育振興費から図書券5,000円分を担任を通じて生徒へ贈呈する。なお、贈呈の際は合格証の写しを担任へ提出する。

(その他)

第8条 本要項は、学校の職員会議においてその都度内容を協議し改正することが出来る。

(付則)

令和6年4月1日施行

校長	教頭	事務長	教科主任	学年主任	担任

各種検定料助成願

茨城県立水戸農業高等学校長 殿

令和 年 月 日

年 科

生徒氏名

保護者氏名

印

下記のとおり、検定料の助成について承認願います。

記

検定の名前	
検定日	令和 年 月 日
受検する級（または種別）	
検定料	

※検定料の半額を助成する。

※検定料の払込を証明する払込票等の写し 及び 直下級の合格証書の写し（英検 2 級を受験する場合は、準 2 級の合格証書の写し）を添付すること。

※助成回数は各々の試験、級に付き年度内 1 回までとする。

銀行振込依頼書

茨城県立水戸農業高等学校長 殿

本件の検定料助成金は以下の口座へ振り込んでください。

銀行名	
支店名	
預金種別	当座・普通
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※通帳の写し（表紙）やキャッシュカードの写し等、詳細がわかるものを添付すること。